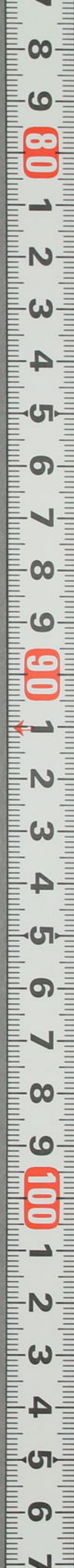


秋
草

上



四季艸四之卷 秋草上

○目錄

○武家禮法之部

武家禮法

小笠原伊勢

諸禮

無禮人

陪臣無禮

當世人

故實

○人品稱呼之部

公方

御臺

殿

樣

若殿

御簾中

奧樣

上樣

女房

新造

御前樣

御袋

女郎

家來

御所



宮地文庫

○人體之部

月代

額隅

女假粧齒黒
抜眉

下髮

○姓名之部

姓氏差別

姓

氏

八色外姓

尸

複姓單姓

姓ニ付タル氏

假名

實名

字

童名

兵衛衛門

百官

東百官

太郎次郎

氏左衛門
右衛門
権

某内某藏
某作

小太郎又太郎

某大夫

助丞

諱

諡

又名

女名於字

○役名之部

家老年寄

城代

用人

奉行

奏者

馬廻

代官

同朋

中間侍力者
雜色

小者

右筆

藏法師

足輕

通計六十三條

四季艸四の巻 秋草上

武家禮法之部

武家禮法

禮ハ朝廷より定め出されて。天下の万民貴賤上下の品位成乱
を失ひ多し。よきりて。平相國清盛が如き上成ふ心か
ろよをる逆臣出来く天下を乱せり。源頼朝卿平家を追
討し天下の乱成鎮えて。外よえ君不忠何りて臣の礼成守
るふ似きりといふこと。内よえ奸佞の志を成りまき。日
本國の惣追捕使と云ふ職成申受く。い法と成り日本國

を奪取ウキヒするにあらざりて政成申行むるは小よ
りて公家武家と二つよりの別あり。かくて公家よりとらり
公家礼あり。武家も武家の礼出来きり。天下の方民武威
成怖るオビるに申る。皆その武家礼と志シす。が事とありぬ。
ち小自然の勢ヒなり。かくて鎌倉の代ホロにむく。相継て足利尊
氏公天下礼政を取行ひる。事とありて後。三代の將軍義満
公の世小およむて。更ニ武家の礼法を定めて。礼書成作成て給
ふ。のど。其書ハ應仁の大乱マシ紛失マシしたる。なり。其
雜ニ拾遺ニ藤原行定作。云公方義満の世より將軍家を公方と称
して。万事の礼法成院礼御所不比一なる。此時ニ武家の

故實を定めむとて。今川左京大夫氏頼小笠原兵庫助長秀
伊勢武藏守満忠等小下知して。天下礼侍を十一位一分ら
せり。所謂御一族大名守護外様評定衆御供衆申次
番方クニカド國人奉公方未男ミナシこれあり。公方の直臣ハ胎中六位一
比一たる故。叙爵の時五位あり。未男ハ無官の御家人をい
なり。然れども六位一小準ミツケたるなり。其外ヨロツ方礼武法成編
る事十二卷。小をミツケ賤方ミツケの書と申る。云々貞丈按一。
此説ハ誤あり。公方の稱ハ義満公の時始る一あり。此下
委ニ記。小笠原兵庫助長秀ハ彼家礼系圖一に見えり。此ハ
違タガひあり。今川左京大夫氏頼伊勢武藏守満忠の二人

ハ今川伊勢兩家の系圖小笠原人形也。義滿公の時も如此の人曾て無し。又將軍の家臣の階級ハ十一位に限らば此の外少しあるもの事あり。是等これ妄説にして取らざらば。南朝記傳も。應永三年丙子春。小笠原長秀今川範忠伊勢貞行小仰せて。武家の禮式を定むと見え。長秀範忠貞行三人ともよ三家の系圖不見え。たゞ是ハ違ふ。雜に拾遺は是をとり違へるものなり。又かの時作に定めらるる。禮書の名氏三議一統と云ふ由れ説あり。おぼはるるし。今世も三議一統といふ書なきこと。そハ小笠原長秀が隨筆の當家弓法集といふ書

の發端小後人の序と續爲家門といふ一篇を作て加へ。其序に義滿公に仰ふより。小笠原兵庫助長秀今川左京大夫氏頼伊勢武藏守滿忠三人議定して撰む。書あるゆゑ。此書が三議一統大雙紙と名付る由に記してあり。是當家弓法集をさむて義滿公の仰ふより撰むりやといふるは。さきと。と。か。は。序。に。後。人。の。偽。作。し。て。付。添。ふ。は。ゆ。り。り。これ當家弓法集が熟覽するも。以のふも。ふ。も。だ。も。は。よ。て。私。の。隨。筆。と。の。こ。見。申。將。軍。の。仰。ふ。より。て。撰。び。體。も。を。あ。ら。ば。私。の。隨。筆。あ。ら。ば。一。言。は。い。ふ。ふ。き。事。也。し。將。軍。の。仰。ふ。より。て。撰。む。書。あ。ら

ハ難じこのむづき事甚多し委志此事予が先年
著したる三議一統辨といふ書に記せり前にもいふ
如く義満公の時作らるる礼書ハ應仁の乱れ時亡ひ失
せしあり道照愚草伊勢六郎左衛門尉平貞順の記あり天文永祿頃の人あり云殿中の
礼節并諸人官の事勿論昔々の御法度雖有之猶以被
定置訖爲御物殿中不出の御式目ハ應仁の一乱小紛失云
云此段常に汲古被仰聞しとあり貞仍も同前し物語申
たる由貞遠注し置く内し在之云こと記せり汲古ハ政所職伊勢伊勢
守平貞宗朝臣号汲古齋法名金仙寺貞頼ハ伊勢下総守貞仍後改負頼号宗五又鳩拙齋貞遠ハ伊勢右京亮三人共將軍義政公の代の臣彼禮書亡び失せし事是れを知る者あり

小笠原 伊勢

小笠原家ハ弓馬の家にて京都將軍家の御師範ありし
む其頃弓馬ハ御當流と稱し此家代宗よりして諸士其門
人と成りしあり小笠原ハ其頃節朔衆と云ふ年始五節
供朔日十五日ばの里出仕する家ありゆゑ殿中の
礼法の事ハハかゝるうざらうなり其由は管中法
座敷に立ぬるまひ冠婚等の礼ハ知る家あり然るに今
世小笠原流と稱して座敷に立ふるまひ以下教る人何れ是
ハ彼家の私に家風ありむ世ハ伊勢流といふハ我家の事なり
予の先祖ハ代々伊勢守に任じ政所職御所奉行をうけ

給_レり。この日に出仕し。殿中の作法を司_レぎをたり。同氏もあ_レる。右_レりて。御供衆_ニ。常_ニ將軍_ノ御側_ニ近_クめし。は_レる。是_ニよりて殿中座敷の立_レぬる。予_ハの礼の事_ハ。予_ガ家_ニ傳_レりたる。弓馬_レ礼法の事_ハ。伊勢守_ガ司_ゴり。事_ハはあ_レる。予_ガ家_ニて教_レる事_ハ。室町殿の古例_ヲ祖述_スる_ル也。

諸禮

近世諸禮_ト稱_シて人_ニ教_レる者_{アリ}。古代諸禮_トい_フ名目_{アリ}。其諸禮_トい_フ事_ヲ見_ルに。ま_ハ小笠原流_ト稱_シて武家座敷の立_レぬる_ル。冠婚の禮以下。さ_レる。細事_ニ至

る_ル。ほ_レぐ式法_ヲ付_キ。其外官職_ノ故實_ヲ。裝束_ノ衣文_ノ着_レ樣_ヲ。歌連歌會席の作法。式紙短冊の書樣。蹴鞠_ノ作法。香_レけ_レ。樣_ノ筆道の故實。軍礼軍法。茶_レ湯庖丁方。式_ニ三獻_ニ七_ニ五_ニ三_ニ等_ノの膳部書院飾の法。其外種_々無量_ノの事_ト也。一人_ニて教_レる_ル。申_レ急_ニ諸禮_トい_フあり。な_ニら_ニ物事_ヲそれ_レの家_ニあ_レる_ル。その形_ヲ。其道_ニハその家_ニあ_レる_ル。予_ガ家_ニあ_レる_ル。其家_ニあ_レる_ル。一_ニて_レハ。其一道_レ奥義_ニ至_リが_レ。然_ル予_ガ鼠_ノ物_ヲを_レり_て。ち_レら_レお_レく。諸道_ヲを少_シし_レか_レる_ル。一人_ニて是_ヲ教_レる_ル。何の道_ヲと委_レり_て。その上_ニ皮_ニ嘗_テ

めみたるはげうりて。骨はぐと有りて味ひたるもあはれ。其上家傳の說。秘事口傳あどいむ。一川と古書と合はる作事。事成りて。故實と偽りて。人をまよふがらぬ。多し。近世はちやどものなり。物識りて。家人はこれを見て。腹をかへて笑ひ物なりて。賤しむ事と。物知らぬ人のほこりて。尊む信ぢあはれ。た事なり。

無禮人

賤しき者貴人の前へ出て。貴人を敬まざる人あり。これ造賢人。又ハ驕者。ある事あり。然るに諂ひある人あり。とてほむる人あり。是大なる心得なきなり。礼ハ貴賤の位を乱る

は。礼為の法なり。ゆねで賤き者ハ貴人をバツリも敬ふべき事あるふ。うやまはごあり。礼を知らざる無法者。とて。犬猫も同ト者あり。貴人を敬ふ諂ふあり。天下の大法。とて。礼の道なり。諂ひといふハ。たゞハ貴人の鹿を指して善き馬ありと仰らる。實はこれ御馬にて候といふたぐむあり。とて辨ふべき事なり。

陪臣無禮

大名の内礼者。公方の御旗本衆を敬まらば。同輩の如くふあり。とて。無礼なる事。近世はちやどものなり。大名の内礼者ハ。幾万石を領す事。其大名の親族ふても。家老職を勤

るごとし陪臣あり。御旗本衆ハ二三百石を領むる御番衆を
やうも。公方の御旗本をうへに見奉る歴々の士あり。役の輕さ
重なるを。祿れ多き少きを。くらむ物も。よき事なり。彼
者の主人とむる大名と。御旗本衆をえ傍輩たる。近くい
て。いづの主人の傍輩に對して無礼をせむるハ。我主人に對し
て無礼をなすなり。遠くいへ。公方の御威光に。こ
く御旗本衆に對して無礼をなすハ。公方に御威光を恐る
奉らざるなり。近世ハ利徳成事。一。貧富を論むる由急。
富者成貴び。貧者を賤しむる心よりして。貴賤の礼むる
事あり。嘆く。むる事あり。武士ハ格式をこせ。正をむる

事あり。富と貧と。以て人を上げ下げするハ。高賣人などの
風俗なり。武士の礼あり。次

當世人

近世武士の禮儀を。こころ。行儀正しく。武道成。忘れず。依
人を。堅き人あり。當世を知らざる馬鹿者なり。まどく。謗
を。交らば。不者多し。さやうな依。こころ。者ハ。交らぬ
こそ幸あり

故實

故實といふ事。故ハ。ふる。あり。實ハ。事。實。なり。史記。魯。世
家の注。故實ハ。故事之。是者。とあり。文選。卷四。の注。故實

ハ先王之道也と何を。是いみへの事實を取て法とを依
事をいふあり。温故而知新と論語を見えたり。武家の
礼法もいふへの事。火手本より。今此事の時宜ふ叶ふ
様よをる。或故實と云ふるを

人品称呼之部

公方

公方ツバクと云号ハ。俗説ハ。足利將軍尊氏公より三代義満公ハ
公方号勅許あり。と云り。始ると云ふと誤あり。義満公以
前より有し号あり。祇園執行日記抄曰。貞和六年七月廿
六日。濃州御敵責來る。近江。塚山中宿邊之間。洛中騷動。中

十一月六日。去夜周濟房舍。茅右衛門藏人。自公方被討了。

参考太平記 この公方と云ハ。義満公の父義詮公を指てい
ふ引け也。

るあり。太平記十卷塩飽入。ハ。私の眷養より。公方の御恩

をも蒙らる。孫バ云。同書廿五卷京勢重て。ハ。公方の催促をも

不相待。我先と天王寺へぞ向る云。又廿五卷北野通夜物。ハ。又

を書た。我身の爲は聊ある事をとをばして。公方事ハ

千金万玉をも惜む云。是等公方といふハ。皆義満公よ

りも以前の事なり。其頃公方といふも。今世公儀をいふ

不同ト意あり。將軍家を下より尊びて。公方といふも。依

形也。勅許宣下あるべし号ハあり。南朝記傳。將軍御

家譜 予の家小 傳來の書 等。義満公小公方号賜刻し事ハ見えん

御臺

將軍家の御妻を御臺ミダイと云事。摂政関白の御妻ミダイ御臺盤ミダイバン所ドコロといふ准して。將軍家の御妻をも御臺盤所といふ也。御臺盤所ミダイバン云を中略して御臺所といふ。又略して御臺とぞいふ事も云あり。臺盤といふも膳の事あり。臺盤所ハ膳部ヂンブをあらわすべ。食物モノ盛置シヨウジく所なり。今世臺所といふも。臺盤所の畧語也。人の妻も侍者ハ夫の食物を調味シヨウミス。此事ある事ありて。御臺盤所と云あり。貴人あれども其本の職分を以てこれいふべし。めんが爲の名なり

殿

殿と称は事禁中して殿と称するハ。摂政関白より外はいとん。其外の人を表向ふ殿と云も。内この私シのうや内むけ。家僕カバクも主人の事ハ殿といふ事も。内この敬ひあり。古より有し事あり。殿ハ宮殿キウテンの殿テンふて。宮殿をかまへ居住しむ事あり。殿といふ事。さしで摂政関白殿あり。又殿とぞいふ事あり。神の事を大神宮ハ幡宮といふ宮と同意あり。さしで殿と云ハ至るあり。称なり。常の人れ名ハ殿をけくよふハ分ハ過る事あり。内このて私の敬ひ殿といふ事

様

様といふ事。是ハ殿とて意味違ひたる事なり。直小貴人の名成
指して云ふも、恐を憚る心少く様の字を加へて云ふなり。此
き後水草 二百三 小あふ御所ごむらぬる女房といひ。太平
記 廿七卷左兵衛督 小。執事さまぐの引出物して。猶殿中
ごむの事内々兼王候へとて。齋藤粟飯原を歸しけりといへ
るたがひハ御所むら殿中むらあざいふよ同ド。お存やけ
ぞよ。私に傳ふ所のさむ。此はよ。上ごむ。下ごま等も。名の下ふ
そんく云ふさむと一意なり。應永記小。大内左京大夫義弘入道
ハ。これと思ふん者共と。討取く御所様の御目ふかけとて。

名乗りけく戦ひたる云々。又永享四年九月。將軍義教公。富
士見にて駿河國へ下向し。多むけふ時。飛鳥井雅世卿供
奉して。富士記行を書給へ。其發端小。公方様富士御覽と
書出し。多へ。此頃より様といふ事あり。御所むら公方む
きといふが如し。直よさく向ていとぬ意あり

若殿

と此人の嫡子を若殿といふ事古ハあり。若君といひ。事ハ
古書に見えたり。古も若殿むらといひ。事ハあれども。是
々若き侍とてといふ事なり。近世ハ將軍家の御嫡子の
とて。若君様といふあれハ。そむよ憚りて大名以下れ

嫡子を若殿といふなり

御簾中

貴人の妻代御簾中といふ事。御簾の中におりしる。うらぶ。人に見え給ふぬ意よ。いふあるは。古書ふは。此称見おとば。

奥様

人の妻を奥様といふ事古ハあり。近世の称なり

上様

賤き者の妻代人より称し。いふ事古トハ違。古ハ貴人の妻を称して上さまといひあり。女

官飭抄の奥書小。此本前一條殿攝政室町殿の上カミをいふ事

ておわり。又蜷川殿中日記蜷川新右衛門少尉宮

寛正六年正月十日の條小。御成御供同上カミサニ御成御供五人

貴殿北小路亭御風呂時宜具ツツカ小御成方小記之と見え

貴殿とて伊勢伊勢守貞親を云あり。親元ハ貞親の被官人此外同記

處。小公方の御臺所を上様と記しる事

女房

人の妻代女房ニヨウバウといふ事。いふ事。いふ事。限らば。品位よ。死女の事を。古書を見て知る。房ハつ不孫不て。則部屋ヘヤの事なり。御所おと奉公を

女の品位とて女ははば孫を給ちりて住居すなり。はば孫
孫はかよて居る女ある由て女房と云ふを。源平盛衰
記。壹岐判官知康が鎌倉少く手鼓を打し事だ書たる條
に。女房男房心せ澄し落涙すふと多うなり云。男房
といふ事ハなれ事して古書にも曾て見えざる事ある
ども。女房といふも。詞のいさむひ。もをふれて男房
と書き多かり。菽生物右衛門の書けるあるはしといふ
草子に。右の盛衰記の文を引て。古の女房といふの事阿ら
成。男房といふ事も有るといへり。と笑ふ事なり。菽
菽生ハ隣の國ハ事だバ委く知りもせざる。我が居住す

る日本の事ハ甚うとさ人よてあり。ゆゑに。いふ
男房といふ事を見れば。おぼろけなきなり。

新造

人の妻ハ事を御新造といふ事。昔より云ふ事あり。蜷川殿
中日記にも見えたり。江家次第に。以常住新造之數見分於
前司無實之數云。平治物語に。新造の内裏形に云
云。續草庵集に將軍家新造の亭にて云。周防記に大内義
隆新造の屋形をいふ。と云。あど見えて。よれ人の妻は迎
る。必ず妻の住居をづき家を新ら。造作する由
御新造といふあり。或説に船だ新く造りしを新

艘として祝ふなり。是ふあざらしく云ふ所なりといふ事も無理ある説なり。

御前様

今世大名の家僕其主人の妻の事を御前様と云ふ昔々家僕ふりざらば其夫も我妻に事代御前といひて義經記に伊勢三郎義經の臣壁小耳をあてて聞かばやござんやござんとおしおぼろしくおとせぬはるか昔にござめた系風情にしていふ又同書に大津次郎の腹成を急かしていふとぬていふ事け家大津次郎やござんといふ事おとせぬ云々

きつられ御前ハ皆夫が妻成とお説詞あり。ござハ御前の略語なり。やと云ふ事あり。其夫も御前とよむ。家僕ハ殊小御前といふ事なり。

御袋

人の母をおぬくろといふ事。后宮名目抄に母をぬくろおぬく後といふ事。母も人成袋にあぞり侍る事ハ胎中其子の籠まる時袋の中より有る如くして侍らばめでたき事ふたしぬれり申侍るなり。是又さの久しといふ侍らず云々。貞丈按ふ。ふくろハぬところの略語あるはし。ふくろを略してぬころとぬりぬころ轉

して好くろこあやうし。ゆるぎし。薩摩國の人の状。御懷
様と書て送。事あり。彼國ふてハかく書ありハせるお
り。ろた書やうゆる。小兒ハ母のふところ。よそ。物
あはれ。ゆと。略轉語と見る事理。小近。うらん。惣て和
語。略語轉語多し。

女郎

本朝俚諺。小云。白樂天詩。木蘭曾作女郎來。濱繁 杜牧詩
。女郎捺乱送秋千。五車 韻瑞北夢瑣言云。一日見一女郎。近世
女の事を女郎といふハ是等ふと多し。上臈の字。依用
ハ非あり。上臈中臈下臈の品ハ女の。不限る。女

小上臈中臈下臈といふ事。あるハ官女の位を上中下と
分たる名あり。賣妓の事を女郎といふ。又女といふ
意あり。上臈といふ事。ハあら。又搜神記曰。吳餘杭
縣南有上湖。中畧見一婦來。年可十六七云。女郎再拜曰。既
向暮。此間大可怕。君作可計。因問女郎何姓。那得。忽相聞云。
云といふ。この文より思ふ。婦人を女郎といふ。多
我國の俗語ハあら。さる。さる。

家來

家僕を近世ハあら。家來と云ふ。家來と書ハ。家來と
書。近世ハあら。家來と云ふ。家來と書ハ。家來と
書。近世ハあら。家來と云ふ。家來と書ハ。家來と

家人と家内の
親族をいふ

其本ハかくまうと知置置^{モト}。但し家礼と家僕とは少
し差別ある事あり。源氏物語藤のうら葉の巻。小文籍^{ミコビツ}
小家礼といふ事あるべくや。何^{ナニ}の^{ナニ}のおし^シとよく覺え志^シ
るらしき云々。河海抄。高祖紀云。六年。高祖五日一朝太公。
如家人父子禮。太公家令說太公曰。天無二日。土無二王。今
高祖雖子人主也。太公雖父人臣也。奈何^{ナニ}令人主拜^セ人臣^ト云
云。此文史記高祖本紀六年小見^ミ。花鳥餘情。小家禮とて子の父
を敬ふ事あり。他人あるとて子に准して礼をいふ。又
然バ。今の世も家礼といふ来りあり。注^ツさききり。家礼
の二字を。史記亦如家人父子禮といふ文より出たる称也。

るが。他人あるとて子に准して礼をいふ。又
ふ由。花鳥餘情。小家禮とて子の父
て朝廷の公事故實。或習とんが為。常に伺候し。子の父
成りや。ふが如く。志^シくは^シへらるる人々を。攝家不
く家礼と称を。死^シる^ル。形^シを。め^シ。ば^シる^ル。事ハ家僕も同
じ如くなれども。攝家の家僕も。あ^ラら^ズ。武家も。て家礼
と云ふ。右に同じ。東鑑^ト。卷三十四。仁治二年
十一月廿七日。の記。不當將軍。御時。関
東。射手。似^シ繪。可^ク被^レ圖^ル。之由。有^リ其沙汰。今日。以^テ評定之。次。先
注^ス。其人數。北條。陸奥。掃部。助。若狹。前司。佐渡。前司。秋田。城。人
爲^シ意見者。被^シ用^シ捨^テ之。自^レ京都。就^テ被^レ仰^テ下^ル。爲^シ被^レ進^シ覽^ル也。而^シ前^シ武

州祇候人依爲達者被召出之輩可被加否及再性沙汰是
前武州不可然之旨有御色代之故也。雖致彼家禮爲本御
家人也。又勤公役之上爲堪能之族。依何憚可被除哉之由
遂治定云々。此家禮も本ハ將軍家の御家人あるが。北條家
小身を寄せて祇候人としありたるが家礼といひしるがや。
右に如くあれば。家僕や家禮といは差別ある事あるまじし。今
世ハ家僕のこと家來といふ。家禮を書違へたるがや。家
禮も家僕に如く召仕ふものある申互混雜して差別あ
くちなるがや。

御所

將軍を御所と称し。同御父の事以大御所と称する事ハ足利
將軍家の初代より此事あるよし。今川伊豫入道了俊貞世
の難太平記中略貞氏讚岐入道殿と申す。其御子にて大御所
錦小路殿ハ渡らるるがやと云へて。貞氏の子尊氏公がや。
尊氏公の子義詮公を御所といひたる申互。尊氏公が大御
所と云ふがや。
錦小路殿とハ尊氏
の弟直義なり

人體之部

月代

さういふ剃る事古ハ貴賤とりふ常よさかいたるがや。
みふ惣髪イタキみく頂の上百會の邊ふて髻モウリを結ひきふたや。

こゆひの緒ハ細く平ある組緒を以て下より上へ刀
柄巻たる如く菱子巻上てうらまゝ結ひ留め置けり
水油ふる髪をゆく事ハあやむせ付のうら油あぶる
あしむあんづらあぶるの縁をりおくおく毛ねごをバ
けを置たり髪先のハコをばして茶筌のごゆく乱して置
あや人ふと糸く氣のぶせて苦む病あれバ額の上の毛ハ
ハ残して頭の中を丸く剃りて其上ハ額の毛を引りけて
剃たる所ハ隠し置あり氣の逆ハ昇るふとて其氣を漏
る為ハ剃るあぶるといふ事ハ逆氣といふ事なり
いとや音相通するゆゑにわかやれといふ事也又其

剃りたる形月の如く白きあぶるはさしゆと云ふ事也月
白と書ゆるは然今も月代と書あり又軍小出て曹然着ふ
ゆゑ氣昇きて苦む人ハをかいた然する事也人毎
如此したるふも何らうべ但しあぶる額の毛をバのこ
く剃りたるあり結城合戦古画ハ結城七郎氏朝ガ切腹の
體を画たる事あり結城ハ頭のわかいた剃りたる體額
の毛ハ残して丸く剃りたる事あり其外古画を見る
ふ下部の者あぶるはらうりたるも間に見えたるも多
くハそれらハ體たり玉海月輪禪閣兼實公の日記 小安元二年七月八
日建春門院崩御の記云自件簾中時忠卿出首其鬚不正月
代太見苦而

色殊ニ 示ニ 龍大臣以下云。下畧此文年 又無住法師梶原景 時ガ 牙ヲ 書ル

砂石集小月代のある入道とあり。又西行法師の書不撰集

抄。あやを師ト せや川をきくる僧の。近く家を出るも

見えなく。月志ろあど何ぞやう小見えたる云々。あれら

時の月代のあとの 大塔官熊 又太平記五の巻 野落の條 小云。片岡八郎矢

田彦七あら何つやとてとてをぬさくそとよさしお

く。ゆこの山伏あり孫む。わかや記の何やうをいふし

云々。こもら然合せて考ふるよ。そのいれ剃る事ハ。高倉院

の御代の頃より以來の事。うれどもあきら天下の諸人

おハ ちなることなる事。うれ何らず。たよく逆昇の氣

を苦しむ人。又ハ合戦の時人ふりて剃る事にも有る

しなり。今世の如く天下に諸人貴賤おハ あぶくわか

剃る事おハ 永祿天正の頃より天下戦國とあり。大

乱世よハ 連年合戦打はハ 兵士ども多く

曹カブトを着て。首カウキの熱まるハ 苦しみてをこのいれを剃る。額毛

残カをとうるはく多そり落し。月代も大に剃るむろげ

く。今世の野郎ヤラウあハ 海の家をあハ とあり。右の

如くして六七十ハ 年ばハ かり經て。慶長六七年の頃ハ。世

も太平に志ハ げよりほハ どもはや六七十ハ 年をのりも

久しくあり。事あれど。わかひきする事おハ けり

世の風俗とありし申急。古風不立ち入る事ありて今日
に傳ツクりたるあり。けしきも元禄寶永の頃。因レて貴賤
の中。古風を志し。いふ。さういふ。剃らば。惣髪形する人も
間々ありし。由。老人の語り。或聞傳へたり。今ハ大名の
内の者。あどふ。きく。ま。く。御旗本の衆。み。け。一。人
も。形。し。古。へ。と。さ。の。い。れ。そ。り。た。る。を。ど。人。は。隠。し。ま。り
し。今。ハ。何。の。い。さ。剃。り。或。禮。也。そ。り。ざ。然。無。禮。と。す。
是。時。世。の。變。あり。礼。だ。ふ。と。時。と。る。も。多。變。法。あり。今
と。ふ。月。公。家。衆。も。古。風。を。守。り。て。さ。か。い。さ。剃。り。し。は
人。ハ。一。人。も。あ。り。し。ぞ。

額隅

額ヒタ小隅スミに入る事。貝原好古が和事始一の卷人倫門。昔ハゲ
し。と。て。髪。成。ぬ。く。物。を。以。て。額。上。を。少。し。抜。し。に。信。長
公。髪。を。抜。く。益。あり。頭。の。痛。む。事。を。愁。へ。て。剃。刀。を。用。ひ。ぬ
し。形。を。云。々。按。ず。る。小。此。説。信。が。き。し。げ。志。き。と。て。髪
を。ぬ。く。具。や。し。額。の。髪。を。抜。事。等。古。書。小。見。え。る。事。あり。
和。名。抄。に。鑷ケ子メも。見。え。る。ぬ。く。し。漢。語。抄。を。引。く。波。奈。父
沼。岐。俗。云。計。沼。岐。と。あ。る。鼻。毛。成。ぬ。く。に。用。ひ。し。あ。り。予
が。古。老。の。物。語。或。聞。傳。る。ハ。寛。永。正。保。の。頃。天。下。上。づ。ぶ。ふ
治。り。た。る。と。し。戰。國。を。去。る。事。遠。う。り。終。に。戰。國。の。餘

風残アテ。血氣の勇を好ミ腕立ウデタテヤ。喧嘩口論辻切ウツキを
シテ人々を憚オソクミを以テ手柄テヤシ。處々方々に徒黨を結
ビ何組と名付多。江戸中ニ横行可マル者多シ。かのや川
ばら成名付テ男立ヲトコガタト云ハ其者トシ體相ニ異風イフウヲ出
シ居テ人々怖オソクキラ水事ミヅコトヲ好オソクムコト有テ顔オモテを恐シ
ク見モんケ鳥トリニ。額の両方ハ毛ウケニ抜ヒキキ隅カドヲ深コクぬヒ入
キ頭部ウケを崩クツシテ面部オモテヤシ。顔オモテ成廣大オホクニあり。青
竹アヲを火ヒニ何ナニぶクリ多。髪カミニあツテ縮チヂムミ髪カミトシ。髭ヒゲニ造ツクテ。
腕背ウデセ中ナカヲどトも文字カタ繪エテ入イレ墨スミニ多ク等ヒト事コトヲ好
シ。あり。男立ヲトコガタヲぬヒ者モノも。かの血氣ケツキの勇ユウニ羨ウラヤミ。額ウケヲ

毛ウケぬヒ成ナリあツテ多クハ男ヲトコニあツリ可マク云イテ男立ヲトコガタのノよシを
シテ。額の毛ウケ成ナリぬヒク者モノ。下シモ部ベニ多ク間マハあり。其類シノブ世
ニ廣ヒロクたツル多ク。後ノチニ其風シタマフ上ノトシテ。今イマノノがリテ。歴
歴レキレキのノたツ人ヒトも。額ウケニ隅カドヲ入イル事コトニあり。とぞ

女假粧 齒黒 抜眉

女の假粧ケシキハ事コト。日本紀持統天皇六年閏五月乙未朔戊戌。
賜タマフ沙門觀成ミツトク純スツ十五匹。綿ワタ卅サウ屯ト。布フ五十端イソトマ。義ヨシ其所コノ造ツク鉛粉シロコト
見えたり。鉛粉シロコ古コハ志シ遠トホいハものといふ。今イマあり。いハいハ
ふ物モノ形カタ也。觀成ミツトクと云ふ僧始シメテ作ツクテ多ク。持統天皇ジツテウ不レ獻ケゼシ
たり。是コノより顔オモテニあり。ろハひ付ツル事コト始シメテ。欵カキ眉マユニ作

る事ハ上古よりあり。日本紀仲哀天皇八年秋九月紀ふ。
愈茲國而有寶國。譬如美女之。眼有向津國。用彈枳
見えたり。まゝびさハ眉引あり。新羅國をほめて美女
の眉引ふ。さきもあがり。眉引ハはゆぞ。引る眉以
作るをいふ。仲哀天皇の御時既ふ此。譬言あれど。其
始ハ猶前ナキの代より此事ある。後し。萬葉集六卷大伴家持
初月の歌。振仰而若月見者。一目見之人之眉引所念可聞
とみえたり。三日月の形を女の眉引ふた。とみえたり。
家持ハ光仁桓武の和名抄容飾具ふ。輕粉和名閑迹。粉和名
朝小仕へし人あり。之路岐毛能。白粉俗云波布迹。黛和名万由須美。黑齒俗云

波久路女。澤阿布良和太。あざけ見えたり。和名抄ハ源順の
作形也。順ハ村上天皇の時の人なり。其頃髪にぬしろい
は。眉を作て。齒よく治め。綿を油よむ。置て髪ふ
付る事あど専らあり。事あど然知るぞし。

下髪

女の下髪サゲガミとて後へ髪を下る事。あはも宮女の風俗なり。
女多髪ナカミの長さ。紙称さる事あ。長か。又中ナカ中か。あ
どを入る。髪は長き體ふ。さる事あ。天武紀
朱鳥元年秋七月乙亥庚子勅ふ。婦女垂髪于背。猶如故
と見えたり。女の垂髪さる事上古の風俗なり。事

知るべきし。右は天武紀ある垂于髮背の四字をスベレモ
トハリと訓あり。今髮のゆひ様にスベラカシといふ名
阿ふはあふふと書るふや

姓名之部

姓氏差別

姓も氏も二字とてみウヂとてめぢと。姓と氏とを差
別ある。續日本紀卷十二。聖武天皇八年十一月丙戌の紀文
ふ賜姓命氏といふ事見えたる。史記の索隱も。賜姓
命氏といふ事あり。和漢とてふ姓と氏と差別ある事
あり

姓

姓ハ日本紀小。天武天皇十三年十月己卯朔詔曰。更改諸
氏之族。姓作八色之姓。以混天下万姓。一曰真人。二曰朝臣。
三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。云
云。混天下万姓と云。天下の万姓を約て。八色の姓ふく一は
とめよ志りといふ事あり。又此一二の次第よて姓の
尊卑区分はあり。左傳正義に。姓者所以下統繫百代。使不
別也とあり。此意ハ姓といふもの。子と孫。百代の末
小至るよてを統べはるきて。別の家筋よあらぬやうに
ふ爲るやといふ事を案。姓孔字日本紀の訓古代とる

カバ子とよみ傳へたり。ウヂとよみ傳へたり。歴代の國史小。賜誰某朝臣姓。或ハ賜誰某真人姓。といふ事見え多し。是れ加波祢子。源平藤橘の類を姓とせしむハ誤あり。

氏

氏ハ源平橘藤原菅原在原清原大江三善安倍中臣齋部ト部等の類をいひり。續日本紀卷五元明天皇和銅五年十二月乙酉阿倍朝臣宿奈麻呂言中是阿倍氏正宗與宿奈麻呂異云々。續日本後紀卷三小養和元年十二月乙未中良枝宿祢安倍氏之枝別也云々。文德實錄卷三仁壽元年九月丁亥。魚品親子内親王薨。親王者仁明天皇之

女母藤原氏云々。卷十天安二年閏二月丙子。是日召會

諸司別所中皇子源毎有時有於殿上落髮入道。此夜有灌

頂之事二人者皇子之得姓者也。毎有云々。右阿倍安倍藤

原多治清原氏母多治氏時有母清原氏也と記せり。得姓者源氏も朝尤傳

正義不氏者所以別子孫之所出也。とあり。此意ハ氏といふ

物ハ子孫の出所を別る爲ありといふ事なり。所出を別

つやと。きと。ハ源氏も清和天皇も家出。平氏ハ桓武天

皇より出るといふ類あり。此外其人の生國の地名を以

て氏とせしむも有り。或ハ何ぞ功勞以事あるとあり。其事以

以て氏を給ふたとあり。さゆら皆其氏の因て出ふ

所あり其出不所を別りるべきが爲に氏成名のなる也。藤氏長者
源氏長者といふ事ハ何也。藤姓長者源姓長者といふ事ハ何也。藤源等ハ氏形也。 日本紀卷七に天智
 天皇八年十月庚申遣東宮皇太弟於藤原内大臣家授大
 織冠與大臣位仍賜姓爲藤原氏云々。此賜姓爲藤原氏
 あるハ朝臣の姓成賜ひるるなり。本文ハ朝臣の二字脱
 たり。其證ハ續日本紀卷一文武天皇二年八月戊子朔
 丙午詔曰藤原朝臣所賜之姓宜令其子不比等兼之と
 見えり。是天智天皇の時賜姓とあるハ朝臣の姓を
 賜むるもあらず。日本紀ハ朝臣ハ二字脱たふ事知るべし。
 朝臣ハ姓カハ子藤原ハ氏形也。

右二箇條ハ姓氏の正義あり。右の外ハ日本紀以下國史
 小賜藤原朝臣姓或々賜清原真人姓あざいいふ事あり。
 藤原清原ハ氏を案朝臣真人を姓なり。氏ハ姓とて
 連ねていふ時も言文約々藤原朝臣姓といふ事國史の
 文例也。實ハ藤原氏と朝臣姓と成賜ふといふべき成約
 也。右は如くにいひるるなり。國史の中ハ氏と書ずれば
 姓と書たる所あり。是を
 本より國史の誤り。又ハ傳寫の誤り。又氏の号ハ脱るるもあ
 り。姓の号脱せりと見ゆる事あり。是らハさる正義ハ非ず
 前後ハ文例
 違るる

八色外姓

前小記したる八色の姓カハ子外ハ王公首造直縣主村主人

伊美吉史勝部伊吉阿祇奈君倉人さぶの姓あり。拾苾抄
姓名録抄等不見えたる。又姓形さ氏あり。右の両書不見
えり。

尸

中古以来の書小尸カバ子字カバ子事見えり。尸字カバ子とせむ。
ほまひら真入朝臣宿祢等の類は事なり。古代の書小
カバ字をカバ子とせむ。朝臣真人宿祢等の事ハ姓カバ子
ひ。中古以来源平藤橘の類ハ誤る姓とす。ゆゑ別ハ尸
比字を用ひてカバ子とせむ。朝臣真人さぶの事とせ
るハ誤る。上古の書小尸の字を用ひし事曾てありし。

尸字ハカバ子とよみ。死人の骸カバ子の事あり。生てある人
の姓ハ尸の字を用る事ハ拾苾抄姓カバ子名録
抄等ハ姓の事ハ尸と記し。氏の事ハ姓と記したる。中古以来
の書皆ハ取違て記したり。姓氏録源朝臣の條ハ爲尸主と
見えり。ハ姓主とあり。後人誤る尸の字ハ寫せる
ある。上古ハ尸の字を用ひたる例さうし。

複姓 單姓

近世儒學をさる徒の姓名ハ署するハ唐人の真似を
て。複姓を省き單姓とせり。もの多し。複姓とてハ二字或
單姓とてハ一字の藤原の原を省き藤某とて。清原ハ省
姓をり。清某と記し。物部ハ省き物某といふ類あり。され
甚非なり。古ハ我國もて。菅原の原ハ署して菅丞相

少い。大江を畧さざる江帥コウシといひ類阿まども。是を私
の称めて公の事オホヤケはあらば。或説ふ。菅原清原藤原は原
此字。大江の大字。物部の物字。小野の小字。ちと虚字あ
るゆゑ。虚字は除く。實字をとりて。單姓ミヤウのなりたり
といふまじ。大なる誤る。姓は虚字實字を論ずるに
らば。虚字實字とハ歌のミヤウにある事あり。單姓のなりたりと
いふ事も。ぬき事なり。單姓よりいふれば。唐人のやう
にさあえげと云ふ人あり。何ゆゑ唐人はやうにさあを
もた事う心得びそ。唐人より百里諸葛古野司馬あ
ご云ふ複姓あり。唐人あらばとて。單姓に限たる事あり

ハあらば。其上より近世ハ藤原の原は省さる。藤某と書
るといふ。唐人らしくありとありふや。藤の艸冠サフカを
除く。藤某とあり人あり。いや可咲ウカと事なり。儒者
儒者が日本橋邊に在る宅を品川へ移して。唐に一里近
くして悦び多りと。物語あり。さあをいふ。剃て
あそ唐人の衣服を着たくありひく。さういふ剃て
麻上下着ると何れも心をあし。儒者ハど
か。日本の風俗は改めて。漢風は爲る。事通癖あ
り。然まども。儒者は唐音は知らざる者多し。唐音ハ
能習ひ熟まざる事あり。唐音は熟まざるハ。漢籍をよ

みくも意義に達せざる事あり。又詩を作るに。唐音に
あらずして作られたる詩ハ諷を兼ねるもの。唐音を習
ふハ大學文の助けあるべし

姓不附たる氏

真人の姓ハ何々の氏。朝臣の姓も何々の氏と上古より
定りあり。其定ハ拾遺抄姓名録抄等ハ部を分る記を
り。甚多さ由今ハ畧さる

假名

假名といふを。近世ハ苗氏といふ。あれ假名とい
ふ事ハ昔々ハあるものなり。義經記頼朝義經
對面の條ハ

ある人ぞ。假名實名改尋ねて参れと云。假名と書
ハあやまらなり。家名と書ばし。今昔物語ハ卷ハ今ハ
昔上総守平維時朝臣といふも貞盛が孫み此間字缺が
子にくかきまゐる兵たり。其郎等ハ家名ハあらず。字
ハ大紀といふ者何と云。尤傳正義ハ氏を猶家といふ
を家名と書をよとせし。天下の武士源氏も平氏も
いづれもあり。源某平某といふ名の前てハはら
らり。其家筋のちがたが申あり。各其出生の地
名。或ハ領所の地名を。氏の上み添て名のりて。其家筋を分
るなり。されば是れ家名といふなり。先祖ハ其家の苗

ある由ある苗氏メウジといふ。是ハ源平藤橘あぶの氏以上。又氏を複カサしたる形也。かの地名の形もち氏とあるなり。苗氏を名字と書ハ非あり。名字やいふを。姓も氏も名も。おしるめも名字といふあり。苗氏と唱同。事あるは縁ハしるなり。

實名

實名といふハ名乗あり。古代も名乗といふ。後ハ名乗といふ。實名といふ形也。後代ハ何太郎。何次郎。或ハ何右衛門。何兵衛とといふ。名乗といふ習ハ。多し。あるは。名乗の事を實名といひきるなり。

字

字アザの事。唐土アサヒより人ごとく名ナと字アザ二つづ付あり。常々人成喚ヨブふ。名乗をともふを不敬とて。字アザより形也。字ハ人々たういふとむらひ常の名なり。日本あり。古より人ごとく必カナ字付る事ハあり。稀ヒに字付し人も有る。あり。日本紀孝徳天皇即位之條曰。大伴長徳オホトモノナガトク字馬ウマ連ツラシ云々。又續日本紀卷廿一。廢帝天平寶字二年八月甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任大保。敕曰。中ナカ自今以後宜姓中加惠ナカケ義ヨシ二字。禁暴勝強キムノセキ止トメ戈カ靜亂シズカミ。故名曰押勝オシカサト朕舅ミカドノオヤ之中汝卿良尚ナカニシラノリノナカ故字稱尚舅ナカニシラノリノナカ云々。あはら古書不見え。疑もあき字形也。此外字付る人

文屋康秀が字文琳。平貞文が字平仲。曾祿好忠が字曾丹の類。

たましくハ何ア〜形り。字ハ常小互に〜びか〜名ノ事
あれども。何兵衛何右衛門ふども官名形をバ。字とハいひが
き〜。今昔物語小。字ハ大紀やい屋る如きハ字ともいふべし。
何太郎何次郎ふど。字と〜いふべし。古書の中に。名乗の事
誤あり。何太郎何次郎を字と記し〜あり。是も字小能叶ひ
〜ハ思われぬ。常小〜名ある由。字に似たるあり。近世
の儒者。或ハ書家。まご。これ字をつくれども。人その字を以て常
によぶ事。ふりまご。き〜み。げ〜ら。唐人のまね。改まご。ふり
〜。その字ハ世に用
ひらきざるなり。

童名

古ハ小童よおさね名あり。〜ハ名ともいふ。元服以前の
名あり。何丸何千代丸を〜云ふ名あり。是貴賤共り同

し。元服の日何太郎何次郎と名けり。實名をも付るなり。今
世々赤子に時〜。何太郎何次郎何之丞何之助を〜名付
るなり。何太郎何次郎ハ鳥帽子名と〜。元服の日〜名乗
ふ。是古風あり。助丞形〜ハ官名の字を。何ま〜おこれ名
に當らざれども。今世の風俗を〜あし

兵衛 衛門

何兵衛。何右衛門。何左衛門と名のる事近世に風俗あり。兵衛。
右衛門。左衛門皆官名なり。官ハ天子〜り任ざらる〜もの
あり。私に官名改めぬふべき事ふあらざ。然るに永祿天正
の頃以来。大乱世の時代ふ。天子に御威勢も衰へ。武士ど

との威勢盛ふ起り。無法我よりあるて。我心ほのをよ何
守^{カミ}何々あるて。官名をぬきみく名のきども。天子とて
きを答めり。事もなく。其ほくに打捨置れ。かゝりま
たの年月を経るまふ。いつとあるて。武士の風俗と有りて。
官名改心ほのせふ名の不事とある。後より農民商人穢多
乞食に至るまで。何兵衛何左衛門何右衛門と名の不事と
あり来り。然きども治世ふたりて。守々頭助等此字をぞ
憚りくはる。其中に縫殿助内藏助あるて。今も猶憚り
ぬとあり。

百官

百官名とて。中務。式部。治部。民部。刑部。大藏。掃部。織部。主水。
外記。内記。大學。藏人。あづの。名改付あり。右ふいふ如く官名
をぬき。たゞ有り。世俗よこれら類をバ百官名といひ。
何左衛門。何右衛門。何兵衛。たゞ百官名ふあらばと心得多
る人もあり。をわく事有り。

東百官

東百官といふ。多^タ宮。伊織。衛守。小法師。要人^{カナメ}。東馬。一學。右膳。
左膳。求馬^{モトメ}。藏主^{クラウズ}。右門。左門。あづの類。此外猶多し。是等ハ相
馬。將門。が平新王と自称して。下総國小都を建く。百官改
置し。時の官名なりといふハ俗説の妄言あり。用ふ處の

らぐ。古事談云。將門逆乱者天慶二年十一月始披露云々。
領東八箇國。奪官鑰。任國司。惣行除目。大臣以下文武百官
皆以點定。但所闕者曆博士計也云々。此文をもて見まは將
門が置し百官ハ大臣以下の諸官悉く皆朝廷の官号以用
ひたるなり。新ハ官号を作す。ふくあら。然き。と
曆博士を闕置さる。あり。曆道以知。さ。者
な。ゆ。事をかきたる。古書に東百
官の名付くる人ハ一人も見え。是亦證とす。室町
記といふ書。真字み。書て廿五卷あり。尊氏義詮義満三代の事
を記し。巻尾ハ飛鳥井雅綱卿の跋あり。是偽書あり。事實を
記す所實録と曾て合ハず。載る所の名東百官の名多し。室
町殿の時代ハ東百官といふ名目あり。其名付たる人も

しふ

太郎 次郎

昔ハ太郎次郎三郎の上ハ氏を添ていひしなり。源太郎
平次郎藤三郎の類なり。源平藤橘 橘或ハ吉の三
三枝 清 清原 紀 紀 文 文 屋 善 三 善 宗 惟 宗 新 新 家 氏 又 此 外
の氏あま。何。新撰姓氏録拾遺抄。姓名録抄等に見
え。近世ハ源氏の子ハ名ハ平次郎平兵衛などいふ
も。藤原氏の人ハ源三郎平四郎などいふも。何。お
後。物。知らぬ。も。事。む。
か。梶原平三景時が嫡子ハ源太景季何。此時ハ近

世のぶとくみだりふ取違ふるやうなる事ハ形し。梶原ハ平氏ふて源太と名付る事子細何ふべし。景時ハ頼朝卿の寵臣なるゆゑ若頼朝卿より源の字を賜ふ源太といひし。其事東鑑よとるす。故あやし事なるべし。嫡子ハ太郎二男ハ二郎或ハ次郎三男ハ三郎なり。以下推て知るべし。近世も嫡子ハ何五郎何三郎三男に何太郎何次郎ありて。嫡庶の次第乱きことありむ。曾我祐成を兄とす。十郎といひ。時宗ハ弟に五郎と名付し。ハ子細ありて常の例に違ひ。其故ハ正一記實録に見えざる事なるが今ハ知アがふし。

氏左衛門右衛門
権

藤左衛門ハ藤原氏の人ハ左衛門の官にありたる形也。藤右衛門。藤兵衛ふと推く知るべし。平左衛門。源左衛門以下。其外の諸氏も同意なり。推て知るべし。亦権左衛門権兵衛同。其権の字ハ凡諸官ハ何の官ハ人数幾人と定めあり。然るふ其官にありて。勤方繁くて定の人数ふても。御用向辨し難き事あきば。定の外ハ人数を増ふ。これハ権官といふあり。権の字ハ氏ハあらば。是も官名なり。

某内 某藏 某作

源氏の人ハ内舍人ウヂノリといふ官にありたるを源内といふ。平氏

ハ平内といふ。藤内。善内。三善氏あり 其外推て知るし。此事吉田兼右卿の官職難儀に見えあり。或説源氏の藏人クラウダの職よりあるたるハ源藏といひ。平氏ハ平藏といふ。其外の氏も推て知るべしといふ。按ずると藏人の職の中より六位藏人といふあり。六位藏人定數四人あり。第一臈を極臈キョウラフといひ。第二臈は差次サレツギの藏人といひ。第三臈は氏藏人といひ。第四臈を新藏人と称す。右の氏藏人ハ氏を添て。藤藏人。源藏人。まどくとおぼなり。是を藤藏。源藏といふ事ハおぼし。然まど右の説用ひがまじし。又修理の官ハ唐名は匠作といふ。源氏の人は修理の官にありたるを源作といふ。平氏以下

も推て知べしといふ説あり。まこと有るにやうなれど。古書に見えおぼきを用心かき

小太郎 又太郎

源氏の嫡子の源太郎あり。源太郎の子ハ小太郎なり。外の氏と同じ。熊谷次郎直實の子を小次郎直家といひ。河越太郎重頼の子ハ小太郎茂房といひ。たふし多知はし。又太郎といふハ小太郎の子をいふの

某大夫

源大夫。平大夫。おどといふハ。源平の人ハ五位よりなりたるは。いふる。まどく大夫といふハ。五位は事あり。無官の大夫敦盛と

いふを官ハあつて位をり五位もあやゆゑあり。
何大夫と云ふも何をもあやゆゑし事なり。

助 丞

何之助何之丞といふ助丞の字も官名の字なり。何之進
の進も官名の字なり。源平盛衰記 卷十九佐々木馬 小如法何り
に事あり。旅人もいふ見えざり。草鞍置た
る馬追て一人見え来る。高綱といふはづれ人ぞいづく
へいふぞととて。是はくつたの者に候が。かきふ
郡とあまの八日市へ行くものなりと答ふ。名をぞもれ
といふぞと問へば。男あやうげと思む。さうなり。

うさぐ。とうく。あーらへ。問ひく。紀之助とぞ名にて
たふ。とこえ。むり。むり。も下賤のもの。よき。か。の
ご。官号の字を。買。た。も。何。と。見。さ。り

諱

貴人の御名乗れとて。御諱といふ誤り。人の存生
の時。れ。名。を。名。と。い。ひ。死。た。る。は。た。の。人。の。存。生。れ
時。の。名。バ。憚。り。い。ふ。い。ふ。諱。を。い。ふ。と。誤。り。子。た。る
者。父。の。名。を。い。ふ。臣。を。い。ふ。者。ハ。君。の。名。バ。い。ふ。礼。と。ま。ふ
あり。故。り。い。み。名。と。い。ふ。なり。此事唐の書。見。え。さ。り。
ち。う。く。ハ。字。彙。も。生。曰。名。死。曰。諱。と。見。え。さ。り。是。を。知。ら。ぬ

人の貴人のいよぶ存生少く在るに御諱といふ人有り。是
死人と同トくせざるなり。いふくく事おて甚無礼
なり

謚

親長卿日記文明三年の條 小後花園院号定時中院大納言通秀 申詞

上下 凡謚法事起於周道遠及日域者歟神武以來至文
武四十二代者是淡海公所製事也幽合也其後儀式依平
日之德行謚号或以後院御所證成追号有山陵之申緒有
庵号之遺詔彼是非一者乎勸修寺中納言 教秀 申詞
小如為長卿記者元明天皇敕命以其國其郡可為謚号

之由分明也云々と見えたり

反名

名乗字を反カをといふ事上古にハ曾てあるなり日本
小名上古文字なり人姓名のハ口ふくといふのハ小名文
字に書く事あり文字に書く事ハ小名を名乗字反
をといふ事もあり人皇十六代の帝應神天皇の十五年百
濟國より王仁といふ博士ハカセをめりて十六年此方
へ渡り来り皇子兔道稚郎子ウサミチノコハ小名を師シとて諸の書籍
を學びたり由日本紀小見えあり是日本小て文字を
讀と書とて始あり是より前小名乗字といふ

物ハあれなき。切韻文字の音を反を事ありの學ハ西域天竺のより唐へ

渡り來りたりといふなり。日本へ渡り來りてハ人皇三

十一代敏達天皇の御代始りて佛法の渡り來りて時

是より前三十代欽明天皇の御時佛法渡りてより猶後ハ渡りてあるべし其より

以前ハ切韻の學あるゆゑ文字の音ハ反をとりて事

あるを以て名乗字を反をとりて事もあるし。古代の書ハ

名乗字ハ反を事曾て見えぬ。中古盛りてもや出たる

事あり。何ゆゑ名乗字を反をとりて事あり。文字ハ五行の

相生相剋の理を以て性ハ合ハ合ハざる吉凶ハ撰ぶ物

いよひより出たる事あり。日本へ文字も切韻の學も

いよひより渡らざるといふは。名乗字を反をとりて名付たる人ハ

然まども名乗不因て凶事ハ逢ふなりといふ事を

古書ハ見えぬ。そのいよひなる事何の益もある事あり。

韻學者の説ハ古人名乗字の凶なるにありて。其さるるハ逢たる

例ハ擧ていなる事あり。是ハ其道を貴くせんが為ハ。証て其説を

はかりたるなり。予が知る人ハ。名乗字ハ吉あり。凶ども

不幸短命なる人あり。人の身の吉凶禍福ハ。名乗字の吉凶あり

たる事あり。其上主人貴人の御一字を賜ふると。我家ハ

通字と合て付く時。反字ハ凶あり。二字ともハ改る事

ハありぬ事あり。おろし人ハ身の上ハ吉凶ハ。名乗や判ふ

とに因る事あり。何らず。我ハ心よりして吉をとり凶を

招く事あり。武士も。忠義の二ハ忘る事あり。何事ハ恐る

一からす。たゞそ名乗ハ元服の日。烏帽子を着せ給ふ人より申受る事な事。或ハ故ありて主人貴人の御一字。或申受る事も有り。然るに今世ハ陰陽師。又ハ出家を以て頼りて名乗字を反させ付る事多。かれ陰陽師出家かごそえがし親ふ當る有り。歴々の武士たる人かれらぐえぼし子にある事口をいし事あり。或東見記云。名乗の反。日本ふるハ中古より有り。何と見えそり。詞花集と崇徳院仁平元年に撰むる。其詞花の二字を反して邪の字と反る。或以て難ざれり。あり。日次記のどよも反の事ありといへり。中古以来の事なり。上言ふ

て曾てりし。江家次第にも名乗切字の事見えたり。ともかゝり。中古以来の事なり。

女名於字

近世の女は名小。おとめ。おさよ。あど。付る事有り。昔も如此。名ききききき。太平記卷廿二。佐々木信胤宮方にある條。小菊亭殿。御妻とてみめわら。たぐひあり。其品いよ。あり。て。あま。あま。あま。あま。女房あり。ききき。云々。又云。おさよの局へめききき。云々。此おさい。あど。いよ。小名。今の如く。あし。あど。付。いよ。何ら。ききき。ハ如此。名付し人もあり。たぐひ。

役名之部

家老 年寄

家老カウラウハ家令カシクカウ。令ハ小補韻會小廣韻を引て命也法也といへ。命令ハ人ノ物欲申付くつりふり。法ハ法度法式チノ家令カシクカシクカウ。主人の家ハ法度法式を司どりて人ノ物を申付ふ役なり。家令の名目ハ和漢共ノ同じ。史記の高祖本紀小太公家令説太公曰と何と家老の事を。日本小云と家令の名官位令職負令ノ見えり。親王又臣下にカシクカウ。職事カシクカウ。役を任じむるカシクカウ。一位二位三位の家令ハ朝廷と補カシクカウ。位を給ふり。家令ハ二字カレウと讀

カレウ轉トてカラウと成。其詞ノ付て俗ノ家老の字成用カシクカウ。家令の事をカシクカウ。といふ。家老の字カシクカウ。出る係詞なり。

城代

畠山記ノ上州の城代大石石見守憲重云々河内若江の城代遊佐河内守云々と見えり。

用人

用人と云ふ名目昔ハ今世の如く定まり。役の名ハ何らカシクカウ。その名目カシクカウ。あり。東鑑卷二カシクカウ。養和元年四月廿日條小遠江國淺羽庄司宗信依安田三郎義定訴雖被收公所

領謝申之旨不等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内
芝村并田所贓畢是子息郎從有數尤可爲御要人之故云
云仁治二年九月七日條小有臨時評定爲出羽前司
行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰野世五郎拜領相摸國
横山五郎跡新田垣内等是細工故日向房實圓本給地也
女子頻雖申子細付藝能充給訖今又爲御用人分勿論云
云太平記卷三十三新田義興自害の條小兵衛佐殿も竹澤も他も
殊ある思ひをなされ傍輩共も皆あつた過た御用
人寫本よハ御用人とあり印本ふと御要人とあり有べかりは悦むぬ者も
うりり云と見えたりも御要人あるべきが家老

小引續て肝要人といふ事をなす信しおもう主家よ仕ふる
人貴賤れ品こそは阿ま主用なれものありはれハ用人
といふ役のよ限るべうらば要人とかきそ其義叶ふし

奉行

奉行ハ物を司る役なる奉行頭人あど書臨時ノ命ぞ
らそ役なりその名目ハ國史よあまあり

奏者

奏者の事宗五記云公方様ふてハ申次と申私にくと奏
者と申たる案云々おき室町將軍の時れ事あり海人藻
效惠命僧正宣守の記云近日奉行頭人等内云次を称奏者候

傍若無人の事也。奏の字ハ限_テ天子言事也。然則閔白以下諸家ノ物成申_ス者を申次と称_ス。如此事當世以外_ラ乱吹也。雖然_ト順_ニ時世_ニ可_キ得其意也。と見えたり。

馬廻

馬廻の事。此称古_ク有_リあり。御内書案文_ニ。永正六年惠林院殿_{義植公}。細川右京大夫_{小給む}。御内書の文_ニ。就_テ今度_ノ敵出張之儀_ニ。年寄馬廻之諸侍_{無_ニ無_ニ如在_{通_レ被_レ及}聞_{食_レ候}。右以_テ神妙_{能_ク可_ク有_レ褒美_{候也}と見えたり。}}

代官

代官の事。東山殿年中行事_{正月十一日}の條。小槇島玄蕃助事_宇

治代官惣頭ナリとあり。是今世_ハ代官と同ト_カ。此_ハ古書_ニ君の御代官と_シ。是_ハ別_ノの事_{ナリ}。代と云ふ事_{ナリ}。是_ハ別_ノの事_{ナリ}。

同朋

同朋の事。或_レ説_ハ云。鹿苑院義満公_{幼少}の時。細川頼之_執事_ト。養育_以頼之_ノ計_ニ。法師六人_ハ異體_ノの衣服_ヲ着_セ。大小_ノ刀を_さ。倭房_ト名_ヲ。又童房_ト名_ヲ。何阿彌_ト名_ヲ。色_ニ。是_レ義満公_ノ倭人_をよ_クむ事_ヲ教_ヘ奉_ラ。為_リ。諸侍の中_ニ倭人_を。

侍童房ナラヒと名成付者ふゆゑ、倭人ごとし耻らるとぞ。本ハ童房と書たふ成後、小同朋と書きりといはり。按ぶに是偽説なり。大小刀をさき事も其時代の風よりらば、寶篋院義詮公、征夷大將軍御拜賀御参内之儀式に、供奉の行列を段々記して、其次隨身馬上隨身姓名、赤金襴の上著、小虎豹之尻鞆の太刀、滋藤弓、尻籠コオヒ負厚総の尻鞆懸て、左右を分く二行小乗也。此間の文、其次御長刀二振、御同朋右同前之上著、小馬上にて持之、と見えり。義詮公ハ義満公の父なり。右の文ハ同朋あれど、義満公以前より同朋あり、事を志すべし。

中間 侍力者 雑色

中間ナラヒといふハ、昔も侍ナラヒ中間、小者と次第して侍、小者との間あるゆゑ、中間といひ多しなり。中間昔より何ぞ。古今著聞集卷十七変化、小主殿頭光任朝臣中、父朝臣之部とも召仕ひたるハ、中間次郎法師磨磨普通本よ、云々、源平盛衰記卷十三熊野新宮、小黒丸といふ御中間とあり。是ハ高倉宮の中間をいふ。同廿二の卷衣笠合、小雑色二人ハ馬の口むらせ。中間六人ハ左右ハ腰おさせ云々。同四十五の卷内大臣被、小地藏冠者といふ中間と、力法師といふ力者斬の條と云々。東鑑卷五十弘長三年八月九日の條、小来十月三日、將軍

御上洛小よりりて。諸奉行を定る中、小恪勤侍小野寺左近大
夫入道光連。御中間信濃判官時清。御力者佐渡大夫判官
基隆とあり。是ハ中間の奉行をいふあり。太平記十七の卷
堀口貞満奏請の條。小皇居近くありき。貞満馬より下り。曹カブトを
脱で中間よりいせ云。下學集に。徒見所中間之居所也。尚、宗五
記云。公方様にハ御中間とてハあく候。又云。武家より雜ザウ
色シキを申ハ中間より下り。馬屋の者よりあがり也。公家小
ハ中間を雜色と被仰候。又公方様の御雜色と申ハ。又別
て候云。武雜書札篇。天文二年七月六日の首泮文を
記したるに。中間彦六とあり。苗氏あり。其外侍ハ皆

苗氏を書き。昔も中間ハ苗氏姓名のつをさる。と
見也。大的體拜記。矢取の中間直岳ヒメタレを着るべき由見え
也。今世の中間とてハ品と終り。記者なり。

小者

小者コモロハ事御成次第故實。伊勢備中守平貞藤永正年中記之。小云。御小者も
御輿ウシコのきくはる。あがり候。御志やりをヒ持候。御小者
久しくめ。つ。それたる。ちと年寄たる。持候云。宗
五記云。公方様御小者ハ六人。ぼ。番。ありて。走。候。左候
布フ。小大名衆ハ四五人。よ。て。過。候。由古。さ。人ハ申。され候
云。永禄十一年。靈陽院義昭公。朝倉義景。亭へ御成之記

小御小者右の先熊若鶴若左の先梅若干若とあり。小者の名ハ何若と名付一―事と見也

右筆

右筆イウヒツの事。筆執る人をいふ。東鑑卷一治兼四年六月廿二日條小康清

歸路。武衛遣委細御書被感セ仰康信之功。大和判官代邦道

右筆被加御筆并御判云々。又養和二年五月十二日條伏見冠者藤

原廣綱初參武衛是右筆也。馴ス京都者依有御尋安田三郎

被舉申之云々。是等右筆とて定まるる役とあり。物

書きたるは右筆と云るあり。今川了俊の難太平記

今年とあり。以の外チウフブケ中風氣ある間時々右筆不叶思の外

の方に筆曲カる間本より此鳥の跡イユク愈比興也と記あり。是了俊自身書く事故右筆といふるあり。人の代筆をまぐる事を右筆と心得るハ誤なり。案キ筆執る書く事を右筆といふ。今世ハ役の名とあり。或説ハ右筆といふハ禮記ハ右史書言といふより出たりといひり

藏法師

藏法師クラホシの事。武家に蔵を預り米穀あはれ出入イする者を

藏法師といふも古ハ剃髮の者シたる役たるゆゑ。今世俗

人あり。昔の名目残りて藏法師と云ふあり。源平盛衰

記卷四鹿谷酒宴の篇。師光ハ左衛門尉成景ハ右衛門尉とぞ申

けふ。信西平治の乱に討きし時、二人やとも出家して、左衛門尉入道ハ西光、右衛門尉入道と西景とて申あはれ、二人ながら御藏の預りて猶被召仕たり云々、東山殿年中行事に、平實房、定泉房事ハ御藏法師ナリあど見えたりと

足輕

足輕の事古より何ぞ。源平盛衰記卷十三信連戰の條に、足輕共乱入てさかしく奉きと下知を、同卷十四三井寺合戰の條に、足輕二三百人法勝寺に北よりあり、祇園の邊まで、まゝありと在家サイケの火を放ちあぐ云々、太平記卷卅六秀詮兄弟討死の條に、楠が足輕の野伏三百人、両方の深田へ立渡りて、鏃をそろへ散りて射る云々、雑談知要

一條兼良公御作

小足輕といふもの長く停止せらるる事、昔より天下のみづる事ハ侍にどあはれといふ事ハ舊記おどにも志あはるる題目なり、平家のうぶろといふ事をこそめぼしきとて、さたあはれと申侍に、あはれ度始り出來き、足輕ハ超過したる悪黨也、そのゆゑに洛中洛外の諸社諸寺、五山十刹、公家門跡の滅亡ハうぶろが所行か、敵のたてこもり、らん所におきて、さもわき所を打ちぶり、何多ハ火攻めを財寶のみぬ事ハ、ひとへにむが強盗といふを、かゝる事ハ前代未聞の事なり、下按むると古に足輕といふ者も、合戰の時

諸方の悪黨をりーかーへおさるゝをりーのせたるりー事と
見也

四季艸四の巻

秋草上
終

大塚市北區
五十七番地
与多爾



拾貳月五日

